

整理番号	42-34	事務事業名	要保護・準要保護児童生徒援助事業	作成部署	教育委員会 管理部管理課	電話	内線887	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	鈴木 正広	課長職名	青山章二	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	昭和34年	根拠法令等	学校教育法第25条、第40条及び北広島市就学援助費支給事業実施要綱等					
〃終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	国の義務教育就学援助に係る施策による。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連 (総合計画での位置付け)	章	豊かな心と個性ある文化を育むまち	(第4章)
	節	学校教育	(第2節)
	施策	教育内容の充実	(第3施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	生活保護家庭またはそれに近い程度に生活が困窮している家庭(要保護・準要保護家庭)の児童生徒に対し、就学に必要な経済的援助を行う。	
	意図 (何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	就学支援体制の一環として、金銭的に就学の援助を行い、生活困窮者(要保護・準要保護家庭)に対しても平等に義務教育を受ける権利を保障するものである。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学用品費・修学旅行費・給食費・体育実技用品費・医療費等各所定の援助をする。
		17年度	上記費用の支給について、基本的に定額支給から実費支給に変更する。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金	14,640	15,302		
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	80,018	80,553	95,099	94,623
	合計	94,658	95,855	95,099	94,623
人件費 (概算)	人数(年間)	1.00	1.00	1.00	1.00
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	9,000	9,000	9,000	9,000
総事業費 +	103,658	104,855	104,099	103,623	

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値				
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)	
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	対象児童数	745人	788人	736人	720人	
	対象生徒数	350人	348人	347人	338人	
	計	1,095人	1,136人	1,083人	1,058人	
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	生活困窮者に対し義務教育の就学を支援する。 受給率	小	20.1%	21.7%	20.4%	20.0%
		中	(745人÷3,695人)	(788人÷3,619人)	(736人÷3,597人)	(720人÷3,597人)
		17.2%	18.0%	18.0%	17.6%	
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	一人当たり平均支給	95千円	92千円	96千円	86千円	
	(総事業費÷対象者数)	(103,658千円÷1,095人)	(104,855千円÷1,136人)	(104,099千円÷1,083人)	(91,105千円÷1,058人)	

整理番号 42-34

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	長期化する経済不況に伴い、全道(国)的に失業や離婚が増加し、今後も生活困窮者の増加が見込まれる。従って本制度への高い期待は、今後も継続するものと思われる。なお、本制度は全国的に、実施されている。
---------------------------------	---

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	生活困窮により、就学困難な者に対する支援であり妥当。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	長期化する不況に伴い、全道(国)的に失業や離婚が恒常的に増加している。本事業は生活困窮者の子弟の就学を支援するものであり妥当。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	金銭的に就学を支援するものであるが、補助事業であり他に方法はない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	受益者負担はない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	生活保護世帯の生活状態に準じた世帯を対象とし、金銭支給をするものであり、有効である。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト節減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	支出の大部分が扶助費であり、効率的である。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	生活困窮者に対する義務教育就学を支援する制度(補助事業)であり、平成17年度から対象経費の一部を実費支給とする見直しを行った。(16年度評価で見直しが必要とし、事業実施後17年度に見直したことから、判定は見直しの上継続とした) 今後は、当面現状のまま継続する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	支給方法については、17年度から対象経費の一部を実費支給にする見直しを行っているが、認定基準については法による定めがなく、市町村ごとに異なっており、今後、認定基準の適正化についても検討を行っていく。